厚岸霧多布昆布森国定公園シンボルマーク募集要項

１　目的

令和3年3月、厚岸道立自然公園の公園区域を一部拡大し、道内では6番目、国内では58番目の国定公園として厚岸霧多布昆布森国定公園が新たに誕生した。これを記念して厚岸霧多布昆布森国定公園を広く道内外にアピールするシンボルマークを一般公募するため、本要項で必要な事項を定める。

２　募集期間

令和3年6月9日（水）～7月5日（月）

３　応募要件

（1）応募資格

・ 国内在住の者とし、プロ、アマ、居住地、年齢等は問わず制限しない。

・ グループの場合は、代表者１人が応募に関する手続きを行う。

（2）応募点数

1人が応募できる作品数は、制限しない。また、グループによる応募も可能とする。

ただし、作品ごとに応募用紙を提出するものとする。

（3）応募作品の要件

・ 色数は自由とし、拡大、縮小、モノクロでの使用を考慮する。

・ 作画は、手書き、コンピューターグラフィックの使用を問わない。

・ 応募作品は、自作、未発表のもので、本件のために独自にデザインした、国内外で類似のないオ

リジナル作品に限る。

　 ・ デザインデータで作成の場合、１作品は3MB以下、ファイル形式はJPEG又はPDF、GIFとする。

４　応募方法

A4判（縦）の白色用紙１枚にシンボルマーク１作品を記載（余白に天地を示す矢印を記載）し、必要事項を記入した応募用紙とともに下記提出先宛て郵送又は電子メールで提出とする。

【提出先】

（郵送の場合）

〒085-8588　釧路市浦見2丁目2-54

北海道釧路総合振興局　環境生活課道民生活係　シンボルマーク担当　宛

　　　　（提出期限：令和3年7月5日（月）必着）

（電子メールの場合）

　　・応募アドレス（kushiro.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp）

　　　（提出期限：令和3年7月5日（月）午後5時まで）

５　審査方法及び審査基準

（1）審査方法

釧路総合振興局及び関係自治体等の関係者で構成する選考委員会で審査を行い、採用作品を決定する。

（2）審査基準

ア　厚岸霧多布昆布森国定公園を象徴するデザインであること。

イ　オリジナリティがあること。

ウ　分かりやすく親しまれるデザインであること。

エ　容器包装や印刷物、看板等への活用できる汎用性があること。

オ　縮小しても判別できるデザインであること。

６　賞

採用1点とし、採用者には賞金10万円を進呈する。

７　結果発表

採用者には、直接通知するほか、ホームページなどで公表する。

８　事務局

本件に関する事務は、北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課道民生活係が担当する。

９　その他

（1）未成年の応募

未成年の方が応募する場合は、保護者の同意を必要とする。

（2）費用負担

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。また、送付中やメール送信中の事故により、作品が届かなかった場合や不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、北海道は一切責任を負わない。

（3）受賞の取消し

採用作品は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害しないものとする。これに違反していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても受賞を取り消し、万が一、著作権その他権利侵害等の責任が問われた場合、北海道は、その責を一切負わない。その責任、解決は、全て採用者の責任において対応することとする。

なお、入賞作品が既に発表されているものと同じ、あるいは酷似していること等が判明した場合にも、受賞を取り消し、進呈した賞金は返還するものとする。

（4）受賞取消しに伴う損害等

応募に伴い、応募者間又は応募者と第三者間において、諸問題が発生した場合は、北海道は一切の責任を負わない。

また、前述の記載する受賞の取消しに伴い、採用者が受けた損失、損害等に対して、北海道は、一切の責任を負わない。

（5）採用作品の補正等

採用作品は、原案を尊重しながら色や線など必要に応じて補正や修正を行う。

また、採用作品（シンボルマーク）には、単独又は「厚岸霧多布昆布森国定公園」などロゴを加えた状態で使用する。

（6）採用作品の権利等

採用作品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他一切の権利は、北海道に帰属する。

また、採用者は、採用作品について、北海道が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとし、将来、北海道が商標登録等する場合があることに同意するものとする。

（7）個人情報の取扱い

応募に伴う個人情報は、この事業以外の目的には使用しない。ただし、採用者については、採用作品とともに氏名、住所（市町村名まで）、職業（又は学校名・学年）、作品の説明等を報道やホームページ等で発表する場合がある。